

鹿角市告示第44号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約業務について、鹿角市財務規則（平成11年規則第12号）第114条の2第2項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約公表）

(1) 契約に係る役務の名称、数量等

役務名称：鹿角市高齢者生活支援事業委託業務

業務内容：軽度生活援助サービス

委託期間：平成31年 4月 1日から

平成32年 3月31日まで

(2) 契約相手方の指名又は名称

公益社団法人鹿角地域シルバー人材センター

理事長 松岡 昇

(3) 契約を締結した日

平成31年4月1日

(4) 契約金額

項目	利用者負担	市負担額
家周りの手入れ	1回 270円	1回 656円
家屋内の整理・整頓	1回 310円	1回 724円
代筆・朗読	1回 270円	1回 656円
除雪	1回 330円	1回 330円
軽微な修繕	大工作業	1回 500円
	襖の張替え	1回 550円
	障子の張替え	1回 260円
		1回 1,172円
		1回 1,265円
		1回 620円

(5) 契約の相手とした理由

鹿角市高齢者生活支援事業実施要綱第3条別表による

平成31年4月8日

鹿角市長 児玉 一